

日米地位協定合意議事録

第十七条

3(c)に関し、

1 裁判権を行使する第一次の権利の放棄に関する相互の手続は、合同委員会が決定するものとする。

2 日本国の当局が裁判権を行使する第一次の権利を放棄した事件の裁判及び(a)(ii)に定める罪で日本国又は日本国民に対して犯されたものに係る事件の裁判は、別段の取極が相互に合意されない限り、日本国において、犯罪が行なわれたと認められる場所から適当な距離内で、直ちに行なわなければならない。日本国の当局の代表者は、その裁判に立ち会うことができる。